

青梅駅周辺景観形成基準における配慮内容（届出の様式）

記載例

1 建築物の新築、増築、改築、移転、除去または意匠の変更に関する配慮事項

(1) 青梅駅前地区（本町の一部）

該当部分を記載

| 青梅駅周辺景観形成基準 |   | 配慮内容の記載欄   |
|-------------|---|--|
| 項目          | 基準  |  |
| 外壁の位置・規模    | 街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。  | 周囲の建物の壁面と極力合わせるよう、前面に空地を設けた。                                       |
| 形態          | 周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。 | 近隣に合わせた和風建築とし、建物の高さも抑えてスカイラインを統一した。                                |
| 用途          | 駅前通りに面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。              | 駅前通りに面する1階部分については、近隣に開放できるスペースを設けた。                                |
| 意匠          | 色彩  | 周囲の建物と同様の色相を用いた。アクセント色も使用面積を極力抑え、明度・彩度とも低い色とし、全体としての調和を損なわないようにした。 |
|             | 屋根・軒<br>外壁・建具   | 周囲の建物と違和感のないデザインとするよう努め、使用する素材は周囲の建物で用いているものと近いものを選定した。            |
| 建築設備等の位置・形態 | 屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。   | 給湯器やフードなどは外壁に近い色彩とした。室外機は道路から見えにくい位置に設置し、植栽を施して目立たないようにした。         |

該当部分を記載

記載例

(2) 本町周辺地区（住江町、本町、仲町の一部）

| 青梅駅周辺景観形成基準 |   | 配慮内容の記載欄  |  |
|-------------|---|---|--|
| 項目          | 基準  |   |  |
| 外壁の位置・規模    | 街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。  | 周囲の建物の壁面と極力合わせるよう、前面に空地を設けた。  |  |
| 形態          | 周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺望を著しく妨げない形態とする。 | 近隣に合わせた和風建築とし、建物の高さも抑えてスカイラインを統一した。   |  |
| 用途          | 青梅街道に面する建築物の1階部分は、人が集まる場所の魅力を高めるよう、街なみの連続性と賑わいに配慮する。              | 青梅街道に面する1階部分については、近隣に開放できるスペースを設けた。   |  |
| 意匠          | 色彩  | 周囲との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮する。小面積に用いるアクセント色は、基調色との相性の良い色を、全体の意匠の中でのバランスよく用い、風情のある街なみを創出する。 | 周囲の建物と同様の色相を用いた。アクセント色も使用面積を極力抑え、明度・彩度とも低い色とし、全体としての調和を損なわないようにした。 |
|             | 屋根・軒<br>外壁・建具   | 各建物の全体デザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。  | 和の趣のある外観を意識し、デザインや素材は周囲との違和感のないものを選定し、できるだけ青梅産材を用いた。               |
| 建築設備等の位置・形態 | 屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。   | 給湯器やフードなどは外壁に近い色彩とした。室外機は道路から見えにくい位置に設置し、植栽を施して目立たないようにした。                              |  |
| 付帯駐車場の位置・形態 | 青梅街道に面して設ける駐車場や車庫は、歴史的景観に配慮した修景を図る。                               | 門やカーポートは設置せず、植栽を施し、周囲との連続性のある落ち着いたデザインとした。  |  |

該当部分を記載

記載例

(3) 青梅宿地区（西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町の一部）

| 青梅駅周辺景観形成基準 |   | 配慮内容の記載欄   |
|-------------|---|--|
| 項目          | 基準  |  |
| 外壁の位置・規模    | 街なみとしての一体性と連続性を損なわないものとする。  | 外壁後退（セットバック）をして、塀等の設置を行わず、一定の空間を確保して、圧迫感のないものとした。          |
| 形態          | 周囲の歴史的建築物に合わせ、違和感のないようにする。また、周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。 | 近隣に合わせた和風建築とし、建物の高さも抑えてスカイラインを統一した。                        |
| 意匠          | 色彩  | 周囲の建物と同様の色相を用い、明度・彩度ともに低めに抑え、落ち着いた色彩とした。                   |
|             | 屋根・軒外壁・建具   | 各建物の全体デザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。                           |
| 建築設備等の位置・形態 | 屋外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか、若しくは建物本体と一体的なデザインに努め違和感のないよう修景を図る。   | 給湯器やフードなどは外壁に近い色彩とした。室外機は道路から見えにくい位置に設置し、植栽を施して目立たないようにした。 |
| 付帯駐車場の位置・形態 | 青梅街道に面して設ける駐車場や車庫は、歴史的景観に配慮した修景を図る。                               | 門やカーポートは設置せず、植栽を施し、周囲との連続性のある落ち着いたデザインとした。                 |

## 記載例

### 2 工作物の新設、増設、改造、移転、除去または意匠の変更に関する配慮事項（青梅駅周辺景観形成地区内共通）

該当部分を記載

| 青梅駅周辺景観形成基準 |   | 配慮内容の記載欄  |
|-------------|---|---|
| 項目          | 基準  |   |
| 形態          | 周辺からの見え方に配慮し、背後の丘陵への眺めを著しく妨げない形態とする。            | シンプルなデザインとし、幅や高さなども必要最低限に抑えた小規模なものとした。                    |
| 色彩          | 周辺との違和感を感じさせない落ち着いた色彩に配慮し、周辺に溶け込み目立たない着色等を工夫する。 | 周囲の景観に溶け込むように、青梅市景観形成ガイドラインー公共施設の標準デザイン指針ーに基づくダークグレーを用いた。 |

### 3 広告物の表示、設置、改造、移転、除去または変更に関する配慮事項（青梅駅周辺景観形成地区内共通）

| 青梅駅周辺景観形成基準 |   | 配慮内容の記載欄  |
|-------------|---|---|
| 項目          | 基準  |   |
| 広告物         | 広告物は必要最小限の大きさとし、建物全体のデザインを尊重し、歴史的景観を損なわないものとする。 | 必要最低限の面積でシンプルなデザインとした。また、コーポレートカラーを用いたが、標準より明度・彩度とも抑え、周囲の景観を阻害しないようにした。 |

### 4 土地の区画形質の変更または土地利用の変更に関する配慮事項（青梅駅周辺景観形成地区内共通）

| 青梅駅周辺景観形成基準  |                   | 配慮内容の記載欄  |
|--------------|-------------------|---|
| 項目           | 基準                |   |
| 土地の区画形質、土地利用 | 歴史的景観を損なわないものとする。 | なるべく切土や盛土などを行わず、塀などを設けることをやめ、開放感のある空間を損なわないようにした。 |

5 石積みおよび樹木の設置または除去に関する配慮事項

(青梅駅周辺景観形成地区内共通)

該当部分を記載

記載例

| 青梅駅周辺景観形成基準 |                   | 配慮内容の記載欄  |
|-------------|-------------------|---|
| 項目          | 基準                |   |
| 石積み、樹木      | 歴史的景観を損なわないものとする。 | 玉石を使い、昔ながらの石積みを意識させる石積みとし、規模も小さく抑え、周囲の歴史的景観を損なわないようにした。 |

6 自動販売機の設置に関する配慮事項

(青梅駅周辺景観形成地区内共通)

| 青梅駅周辺景観形成基準 |                   | 配慮内容の記載欄                         |
|-------------|-------------------|----------------------------------|
| 項目          | 基準                |                                  |
| 自動販売機       | 歴史的景観を損なわない意匠とする。 | 色彩はダークグレーとし、周囲の歴史的景観を損なわないようにした。 |

基準以外で特に景観に配慮した事項

素材は青梅産のものを積極的に使用し、植栽も青梅在来の樹種を用いた。